

社会福祉法人愛隣園 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人愛隣園（以下「法人」という。）定款第41条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会

(議決事項)

第2条 評議員会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 理事等の責任の免除
- (10) 解散の決議
- (11) 合併の承認
- (12) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(報告事項)

第3条 評議員会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款細則第29条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第4条 理事長は、理事会の決議に基づき、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の1週間前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 理事長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適當と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第7条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第3章 理事会

(議決事項)

第8条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 施設長他の重要な職員の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (8) 事業計画・予算
- (9) 事業報告・決算
- (10) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (11) 社会福祉施設の許認可関係
- (12) 法人・施設（事業所）の運営に関する規則の制定及び変更
- (13) 施設用財産に関する契約（「250万円を超える工事又は製造の請負契約」、「160万円を超えるの食料品・物品等の買入れに係る契約」及び「100万円を超える前記以外の契約」）、その他重要な契約
- (14) 寄付金の募集に関する事項
- (15) 新たな事業の経営又は受託
- (16) その他、法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第9条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款細則第26条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第10条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第11条 理事長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第12条 出席した理事長及び監事は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期すため適當と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

- 3 議事録の署名又は記名押印は、定款第27条第2項の規定にかかわらず、監事2名のうち1名が欠けたときは、理事のうちから選出された議事録署名人1名が署名し、又は記名押印する。又監事全員が欠けたときは、出席した理事が署名し、又は記名押印する。

- 4 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への報告)

第13条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 監事

(監査の実施)

第14条 法人定款第18条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録作成後、速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、隨時必要な時期に監査を実施することができる。

- 3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第15条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

第5章 評議員の選任

(評議員の選任手続)

第16条 理事長は、評議員の任期満了直前の評議員選任委員会までに、理事会において次期評議員となるべき候補者を推薦しなければならない。

2 評議員選任委員会によって選任された評議員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第17条 評議員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第18条 評議員の欠員補充については、第16条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第19条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならぬ。

第6章 役員の選任

(役員の選任手続)

第20条 理事長は、役員の任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 評議員会において選任された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第21条 役員は、やむを得ない事由により任期の中途で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第22条 役員の欠員補充については、第20条の規定を準用する。

(役員名簿)

第23条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならぬ。

第7章 担当理事

(担当理事の員数)

第24条 法人の各部門の事業運営のために、理事長以外の理事のうち、担当理事を置くことができる。

(担当理事の選任)

第25条 担当理事は、理事長が任免する。

(担当理事の職務)

第26条 担当理事は、各部門を統括する。

(担当理事の任期)

第27条 担当理事の任期は、理事としての在任期間までとし、再任を妨げない。

(担当理事の報酬等)

第28条 担当理事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、理事として業務を行った報酬とは別に支給することができる。

第8章 事務の専決

(事務の専決)

第29条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表のとおりとする。

(専決の報告)

第30条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第31条 この細則を変更しようとするときは、評議員会の同意を得て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

<別表>

I 理事長専決事項

- 1 担当理事の任免に関すること。
- 2 「施設長他の重要な職員」を除く職員の任免に関すること。
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 5 工事又は製造の請負については、100万円を超える250万円未満の契約、食料品・物品等の買入れについては100万円を超える160万円未満の契約を締結すること。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円以下のもの。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 7 その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件500万円未満のものの処分に関すること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- 8 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること。ただし、軽微なものに限る。
- 9 予算上の予備費の支出。
- 10 寄付金の受入れに関する決定。（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- 11 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
- 12 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- 13 職員の昇給・昇格に関すること。
- 14 各種証明書の交付に関すること。（定例又は軽易な事項は除く。）
- 15 行政官庁からの照会に関すること。（定例又は軽易な事項は除く。）

II 施設長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること。
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関すること。

- 3 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- 5 所属職員の福利厚生に関すること。
- 6 準職員の採用に関すること。
- 7 所属職員の扶養手当、通勤手当、住居手当等の認定及び支給額の決定に関すること。
- 8 施設運営に関する予算計上されている予定価格が1件100万円以下の契約を締結すること。
- 9 収入（寄付金を除く。）事務に関すること。
- 10 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
 - 11 入居者の預り金の管理に関すること。
 - 12 行政官庁からの照会に関すること。（定例又は軽易な事項に限る。）
 - 13 その他定例又は軽易な事項。